

第 360 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 360 回三木市議会（令和 2 年 9 月 1 日開会）に提出する議案 15 件（条例関係 3 件、市道路線の認定関係 1 件、補正予算関係 3 件、決算の認定関係 8 件）の概要は次のとおりです。

1 条例関係

(1) 第 48 号議案 三木市税条例等の一部を改正する条例の制定について（税務課）

ア 改正理由

地方税法等の改正に伴い、三木市税条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 市民税関係

- a 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しや、個人市民税の人的非課税措置の見直しをする。
- b 法人税における連結納税制度の見直しに伴い、法人市民税について、企業グループ内の法人に損益通算の影響が及ばないようにする等の措置を講ずる。

(イ) 市たばこ税関係

軽量な葉巻たばこの賦課方式の見直し

- a 軽量な葉巻たばこ（1 本あたりの重量が 0.7 g 未満）1 本を紙巻たばこ 0.7 本に換算する。
- b 軽量な葉巻たばこ（1 本あたりの重量が 1 g 未満）1 本を紙巻たばこ 1 本に換算する。

ウ 施行期日

- (1) イ(ア)a 令和 3 年 1 月 1 日施行
- (1) イ(ア)b 令和 4 年 4 月 1 日施行
- (1) イ(イ)a 令和 2 年 10 月 1 日施行
- (1) イ(イ)b 令和 3 年 10 月 1 日施行

(2) 第 49 号議案 子ども・子育て支援法の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（教育・保育課）

ア 改正理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改

正に伴い、条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

引用する法令名を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」から「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改正する。

ウ 施行期日

公布の日

(3) 第 50 号議案 三木市立認定こども園等の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（教育・保育課）

ア 改正理由

令和 3 年度の園児募集に伴い、条例に規定した廃止年月日を改正する必要があるため。

イ 改正内容

施設名	現行	改正案
広野幼稚園	平成 33 年 3 月 31 日	令和 6 年 3 月 31 日

ウ 施行期日

公布の日

2 市道路線の認定関係

(1) 第 51 号議案 市道路線の認定について（道路河川課）

東播磨道関連主要地方道加古川小野線道路改築事業に伴い、旧三木鉄道跡地に整備された道路を、新たに市道路線として認定するに当たり、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。

3 補正予算関係 【別添「令和 2 年度 9 月補正予算（案）の概要」参照】

(1) 第 52 号議案 令和 2 年度三木市一般会計補正予算（第 5 号）

(2) 第 53 号議案 令和 2 年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

(3) 第 54 号議案 令和 2 年度三木市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

4 決算の認定関係 【別添「令和元年度決算見込の概要」参照】

(1) 第 55 号議案 令和元年度三木市一般会計歳入歳出決算の認定について

(2) 第 56 号議案 令和元年度三木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(3) 第 57 号議案 令和元年度三木市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて

- (4) 第 58 号議案 令和元年度三木市農業共済事業特別会計決算の認定について
- (5) 第 59 号議案 令和元年度三木市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 第 60 号議案 令和元年度三木市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (7) 第 61 号議案 令和元年度三木市水道事業会計決算の認定について
- (8) 第 62 号議案 令和元年度三木市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について